

事務連絡
令和2年10月

各位

白山市共同募金委員会
会長 小西 貞義

【重要】歳末たすけあい助成実施要綱の一部改正について

日頃から、共同募金事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、中央共同募金会が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日常生活に困難を抱える子どもや家族、また団体等の支援のために緊急支援事業を創設しました。

このことを参考に、白山市共同募金委員会においても同様に、従来の助成額では支援の充実を図れないことが予想されることから、歳末たすけあい助成事業において、対象事業と、助成基準を改正しました。

つきましては、助成の手引きをご確認のうえ、申請していただきますようお願いいたします。

記

改正内容

第3条（助成対象事業）のうち、

（3）歳末地域福祉・交流事業助成について、以下を改正。

・助成対象事業の改正

「感染症等の影響により、地域で増加する子どもと家族をめぐる生活課題に取り組む活動および高齢者・障害者への支援活動」

その他

・上記改正に伴う交付基準の変更

「その他、白山市共同募金委員会が特に認めるものは上限20万円とする」

以上

【事務担当】

白山市共同募金委員会

（担当：小枝、西田）

☎276-3151